

教員養成プログラムの実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

このガイドラインは教員養成プログラム(教職センターが主催する教員採用試験対策および授業以外の講座等の総称)実施について、受講者や教職員等(学習支援員、委託業者を含む。以下、「関係者」という)及びその周りの方々の安全確保(生命・健康の保護)、また感染を最大限に抑制して実施するため、日本体育大学新型コロナウイルス感染症対策基本方針に基づき、方針を示すものである。

1. 感染症対策に関する基本的な考え方

教員養成プログラムの関係者は、感染症対策を再確認し、一人一人の感染予防に準じた行動が重要である。手洗いや咳エチケット、換気の徹底、身体的距離を確保する(ソーシャルディスタンス)といった基本的な感染症対策に加え、本学危機対策本部や政府、地方自治体の指示・要請等、感染症拡大防止に向けた取り組みが行なわれていることを理解しなければならない。

そのため、関係者は新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう以下の項目を再認識し、実施にあたり徹底して行動等に示すことが重要である。

(1)「3つの密(密閉・密集・密接)」を回避することの徹底

- ・ 換気の悪い密閉空間
- ・ 多くの人が密集している状況
- ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は回避する。

(2) 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底

(3) 不要不急の外出・行動・会食を行わないことの徹底

2. 関係者の健康管理及び感染予防対策について

(1) 日常における体調管理

- ① 疾病に対する抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛ける。
- ② 日々の健康状態を記録するなど、体調管理を実施する。

(2) 教員養成プログラム実施にあたり、以下の対策を行う

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための日本体育大学活動指針」に基づき、ステージごとに受講者数や講義時間の制限を設ける。

- ① 原則マスクを着用し、できる限り接触を避けるほか、受講中の会話や発声は最小限とする。
- ② 実施会場の換気の徹底を図る。
- ③ 使用した器具や備品の消毒を行う。
- ④ 教職センターは実施中、全ての関係者について行動を管理する。

(3) 教員養成プログラム参加の直近2週間に、以下の事項に該当する症状等がある関係者は、学内への立ち入りを認めない

- ① 発熱がある場合
- ② 倦怠感、咳嗽、咽頭痛など多様な症状があり体調が優れない場合

- ③ 味覚・嗅覚障害などがある場合
- ④ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合及び濃厚接触者に指定された場合
- ⑤ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者

3. 新型コロナウイルス感染症に係る報告

教員養成プログラム実施中または実施後2週間以内に、関係者の中に以下の事項に該当する場合は、教職センターへ直ちに連絡し、「日本体育大学新型コロナウイルス感染症対策基本方針」に従って行動する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染した疑いがある場合
- (2) 濃厚接触者に指定された場合
- (3) 実習先で新型コロナウイルス感染症が発生した場合

4. その他

本ガイドラインの改廃については、本学危機対策本部の判断で行うものとする。